

## 法定届出書類等一覧

名称		根拠規定	届出又は公表方法(注3)	
計算書類等 (注1)	計算書類(資金収支計算・事業活動計算書 ・書貸借対照表(注記含む))	法第59条第1号	システム	
	計算書類の附属明細書	拠点区分事業活動明細書 拠点区分資金収支明細書	法第59条第1号	システム
		その他作成している附属明細書	法第59条第1号	システム
	事業報告 (法人の状況に関する重要な事項等)		法第59条第1号	システム
	事業報告の附属明細書 (事業報告の内容を補足する重要な事項) ※該当事項がない場合は、その旨を記した書類(県HP掲載)		法第59条第1号	システム
	監事監査報告書(写) ※会計監査人非設置法人, 特定社会福祉法人, 特定社会福祉法人 以外の会計監査人設置法人により様式が異なる		法第59条第1号	システム
	会計監査報告書(写) (平成30年度に外部監査を行った場合, 独立監査人の監査報告書 並びに監査実施概要及び監査結果の説明書※1)		法第59条第1号	システム
財産目録等	財産目録		法第59条第2号	システム
	役員等名簿 (理事, 監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)		法第59条第2号	システム
	報酬等の支給の基準を記載した書類 (理事, 監事及び評議員報酬規程等)		法第59条第2号, 法第59条の2第1項第2号	システム
	事業の概要等	現況報告書(注2)	法第59条第2号	システム
		事業計画書 (定款で作成することとしている場合)	法第59条第2号	システム
社会福祉充実残額算定シート		法第59条第2号	システム	
社会福祉充実計画(新規に策定又は承認計画を変更した場合)		法第55条の2第1項	システム (別途承認申請時に書面1部提出)(注4)	
定款		法第59条の2第1項第1号	システム	
役員等名簿 (法人の運営に係る重要な部分に限り, 住所等の個人の権利利益が害され るおそれがある部分を除く。)		法第59条の2第1項第3号	システム	

(凡例) 法:社会福祉法 システム:財務諸表等電子開示システム

※1 平成29年4月27日日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号を参照

(注1) 計算書類の提出に当たっては, 定時評議員会の承認を得たものと整合していることを御確認願います。

(注2) 現況報告書の提出に当たっては, 個人情報や防犯上の理由等から取扱いに注意が必要な情報が含まれていないことを御確認願います。

(注3) 提出については, 原則としてシステムにより行うこととします。ただし, やむを得ない事情により, 書面等で届け出なければならない場合は, 所轄庁に御連絡のうえ, 書面2部又は電磁的方法により届出願います。

(注4) 社会福祉充実計画の承認申請方法及び提出書類については, 「平成29年度における社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認申請等手続について」(平成29年4月28日付け宮城県保健福祉部社会福祉課長通知)を御参照ください。

## 任意届出書類一覧

名称		根拠規定	届出方法
任意提出書類※1	財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書(写) (「会計監査及び専門家による支援等について」※2別添1)	国通知※2	電子データ 又は 紙媒体 1部
	財務会計に関する事務処理体制向上に対する支援実施報告書(写) (「会計監査及び専門家による支援等について」※2別添2)		
	福祉サービス第三者評価事業の受審結果報告書(写)		
	ISO9001の登録証(写)及び毎年の維持審査及び3年ごとの更新審査の受審が確認できるもの		
	福祉関係養成校等の研修生や介護相談員及びボランティアの受入実績がわかるもの		
	地域の福祉関係者及び市民団体等との交流の実績がわかるもの		
	地域の福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動の実績がわかるもの		

※1 上記書類の提出及び過去の指導監査結果を勘案し、法人指導監査周期の延長等の対応を行う場合があります。

※2 国通知

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

(平成30年4月16日付け子発0416第1号・社援発0416第2号・老発0416第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

「会計監査及び専門家による支援等について」

(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)